

「厚生労働科学研究費補助金取扱細則」の一部改正について

改正の内容

- ・ 財産処分制限の対象となる価格の改正（様式 A（3）12. 他）

各省庁で異なっていた財産処分制限の対象となる価格を 50 万円以上に統一する。
- ・ 直接経費の使途について（4.（2））

「研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費は支出できない」としている規定を改め、消耗品やパソコンについても、事業の目的遂行に必要と認められるものは購入可能とする。
- ・ リースについて（4.（4） 他）

研究機器等の導入について、リースのみを義務づけている事業について購入も選択できるようにする。なお、現行でも厚労科研費ではリースを義務づけてはいないが義務づけているかのように見える記載は見直すこととし、経済的な調達を求めている記載は残す。
- ・ 報告書の様式の統一
事業実績報告及び研究報告書等を改正する。
- ・ 財産処分制限の対象の追加（別紙 1 他）

「ソフトウェア」が平成 27 年度の処分制限の告示に明記されたことに伴い、ソフトウェアの購入等が想定される厚生労働科学研究費補助金においてその旨を追記する。
- ・ 財産処分の規定の追加（様式 A（6）別紙ロ 他）

研究期間終了時等に、所属機関を通じて研究代表者に譲渡の意思を確認等することを明記する。
- ・ 研究成果の刊行物・別刷の扱いについて（様式 A（8）2. 他）

これまで研究報告書等に「研究成果の刊行物・別刷」を添付することとし、当該研究報告書等に含まれる文献等を含めて公表を行ってきたが、研究者等が刊行した機関や団体等に公表についての確認を怠った場合に、著作権を保有する第三者の権利を侵害するおそれがあることなどから、所要の改正を行う。
- ・ 適用日
この変更は、平成 27 年 8 月 1 日以後に取扱規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日前に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。